

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(1号機原子炉格納容器窒素封入ライン他撤去工事等)に係る面談
2. 日時：令和2年4月23日(木) 10時30分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当5名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、今月22日に申請のあった実施計画の変更認可申請(1号機原子炉格納容器窒素封入ライン他撤去工事等)について、資料に基づき以下の説明があった。
 - ✓ 申請の目的・概要
 - ・1号機原子炉格納容器窒素封入ライン(不活性ガス系)について、今後1号機の大型カバー設置工事のためのヤード整備を行うため、カバー設置工事に干渉する当該窒素封入ラインを撤去する。
 - ・1号機原子炉格納容器ガス管理設備凝縮配管室空調機(A系)について、経年に伴い取り替えを行うに当たり、空調機の冷却能力等に変更はないが、重量が変わるため、基本仕様について所要の変更を行う。
 - ✓ 窒素封入ライン撤去及び空調機取替工事により発生する瓦礫類の発生量、処理方法、保管方法
 - ✓ 窒素封入ライン撤去作業による作業者の被ばく線量低減対策
- 原子力規制庁は、以下を確認した。
 - ✓ 実施計画において、撤去する窒素封入ライン(不活性ガス系)に使用されている電磁弁は蒸気の影響により故障する可能性があるとしており、また、信頼性を向上させるため、既設の原子炉格納容器内酸素分析計ラックへ予備のラインを設置すると定めている。本申請により、不活性ガス系を撤去するが、既設の原子炉格納容器内酸素分析計ラックへの予備ラインは維持されること。
 - ✓ 空調機を取り替えについては、消費電力を既設より抑えた空調機への変更となるため、負荷容量及び重量について、実施計画の変更が必要となったこと。
 - ✓ 空調機の重量が変更されたことに伴い、耐震性の再評価を行ったところ、実施計画に定める評価値を変更する必要がない増加値であったこと。

また、窒素封入ラインの切り離し作業の手順、作業時の想定されるリスク及びそれに対する対策並びに切り離し作業に係る計画線量について説明することを求めた。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所 1号機 原子炉格納容器窒素封入ライン（不活性
ガス系）撤去について
福島第一原子力発電所 1号機 原子炉格納容器ガス管理設備 凝縮配管
室空調機取替について